掲載日：令和5年12月6日

福祉コミニュテイセンター会議室の利用について

鹿児島市福祉コミュニティセンター（以下、コミセン）の会議室は、企業や団体等、一般の方も使用できます。研修会、講習会、試験会場など、用途に合わせて使用ください。使用については、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした鹿児島市社会福祉協議会の施設であり、営利目的の利用など利用制限・禁止事項を定めております。また、老人クラブなどの福祉団体及び鹿児島市ボランティアセンター登録団体は使用料の減免制度があります。

会議室のお申込み並びに使用にあたりましては、下記事項について予めご了承くださりますようお願い申し上げます。

１．使用申込について

会議室使用ご希望の方は、電話または窓口で（1）仮予約（2）使用許可申請　（3）使用料金のお支払いとなります。

（1）仮予約

① 使用日の６ヶ月前（月単位）から窓口、電話にて仮予約を承ります。

TEL：099-248-1200

（予約受付時間 9:00～17：00 月曜日・祝日・年末年始を除く）

例：会議室使用日・・・４月５日

仮予約開始日・・・前年の１０月１日から

② 仮予約時に、次の事項を確認させていただきます。

①団体名　②使用目的（イベント名等）　③参加予定人数（主催者・参加者込みの人数）
④駐車場使用予定台数　⑤使用施設　⑥使用時間　⑦貸出機器類　⑧連絡先等

◎会議室の種類、収容人数、使用料については当センターホームページの「会議室の使用料」をご覧ください。

（2）使用許可申請

所定の申込用紙「鹿児島市福祉コミュニティセンター使用許可申請書」に必要事項をご記入の上、使用日の２ヶ月前から２日前までに郵送・FAX・メールにてご提出下さい。
ご提出していただけない場合は、会場を使用できません。
なお、「鹿児島市福祉コミュニティセンター使用許可申請書」は当センターのホームページからダウンロードできます。

- 郵送の場合　〒892-0803
  鹿児島県鹿児島市祇園之洲町１番２号　鹿児島市福祉コミュニティセンター
- ＦＡＸの場合 099(248)2211
- メールの場合　comisen.yoyaku@dondon-net.or.jp

※ 前日及び当日の申し込みはできません。

※ 申込後の取消又は、変更をされる場合はお早めにご連絡ください。

「鹿児島市福祉コミュニティセンター使用許可申請書」提出後は「センター施設使用許可取消届」および「センター施設使用許可事項変更申請書」を使用日の前日までに提出して下さい。

「センター施設使用許可取消届」「センター施設使用許可事項変更申請書」も同様に郵送・FAX・メールにて提出できます。なお、使用料のご返金は「センター施設使用許可取消届」の提出後となりますので、ご了承下さい。

使用日当日の取消及び変更はお受けできません。使用料に関してもご返金できませんのでご注意下さい。

※「鹿児島市福祉コミュニティセンター使用許可申請書」を提出する前（仮予約）の状態での取消・変更はお電話でも承ります。

(3) 使用料金のお支払い（料金はすべて前払いとなっております。）

① 窓口で支払う場合　　使用日の2日前まで（受付時間午前9時～午後16時30分迄）

② 口座振込の場合　　使用日の1週間前まで（ホームページ上に振込先が記載されています）

なお、請求書の発行をご希望の方はコミセンまでご相談下さい。

口座振込でのお支払いに関しては、領収書の発行は出来ませんのでご了承ください。

２．使用時間

９：００～２１：００（月曜日・祝日・年末年始を除く）

使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。

警備の都合上１７時以降の夜間の予約は、使用の１週間前までにお申し出ください。

３．貸出機器類（無料）について

・バンドマイク（ワイヤレス・コード）　・ピンマイク　・マイクスタンド　・ポータブルスクリーン

・プロジェクター　・ホワイトボード　・（電源）延長コード

機器の使用は予約の際にお申し出ください。

４．その他の注意事項

(1)会議室使用の予約時間よりも来館時間が遅い場合は、事前にご連絡下さい。特に、会議室を夜間に使用する場合の連絡は 17 時までにお願いします。

(2)会議室を利用する際に机や椅子、付帯設備、備品などを移動した場合には、必ず利用終了後にすべてのものを利用前の状態に戻して下さい。

(3)当日発生したゴミについては、申込者・会場責任者がお持ち帰り下さい。特に、弁当の空き箱等はすみやかに処理できるように手配して下さい。

(4)館内は禁煙です。正面玄関の海側にある喫煙スペースをご使用下さい。

(5)冷暖房等の設定温度の変更については職員にご相談下さい。

(6)催事に関するお問い合わせ、電話でのお呼び出し、お取次ぎなどは出来ません。申込者・会場責任者で対応して下さい。

(7)使用者並びに関係者が故意または過失により会議室および施設・設備・備品などを損傷・汚損・紛失したときは、その実費を請求させていただきます。

(8)設備機器等を外部から持ち込まれる場合は、事前にご相談下さい。

(9)ロビー・廊下・トイレ・休憩室などは共有の場所です。団体で占領し話し込むなど、他の利用者の迷惑にならないよう、お互いに充分ご注意下さい。

(10)近隣には飲食店・コンビニエンスストア等などの店舗がありません。終日使用の場合はご注意下さい。

(11)会議室利用にあたっては、来館者の管理・案内誘導および事故防止等は、申込者・会場責任者が責任をもって行って下さい。

(12)駐車場は日産自動車横専用駐車場をご利用下さい。事前に参加者に周知するとともに、利用台数が２６台を超える場合は警備員を主催者側で用意して下さい。

(13)会議等で使用する資料などの手荷物のお預かりは原則できません。

(14)ＯＡ機器・照明器具などで多量の電力が必要な場合は、申込時にご相談下さい。なお、当施設には、wi-fi 等の設備はございません。

(15)会議室内外での盗難・紛失・破損などについては、コミセンはその責に応じません。設置してある有料ロッカー（２階）をご利用下さい。

(16)不時災害や事故等に備えて、施設ご利用前に非常口、消火器の位置、避難誘導方法の確認等をして下さい。

５．利用制限並びに禁止事項

次の会場使用は、お断りします。

(1)営利目的の物品販売や寄付や募金（現金扱い、口頭契約、書面契約も含む）

(2)マルチ商法および健康器具・健康食品・化粧品などの販売を目的とした研修会・会議・説明会など

(3)宗教団体が布施の目的で使用

(4)政治目的のために使用

(5)過度な大声・大笑い、喧騒、振動などにより、他に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる

(6)身体障害者補助犬以外の犬、その他愛玩動物、家畜類の持込

(7)火気などの危険物や悪臭を発する物の持込

(8)暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求など法令または公序良俗に反する行為

(9)申請書に記載された利用目的・内容と異なった利用

(10)利用の権利を譲渡・転貸した場合（又貸し）

(11)コミセンの施設・備品等を損傷・汚損させるおそれがあると認められる

(12)伝染性疾患又は乱酔が認められる

(13)前号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められる

６．使用のお断り

お客様またはご出席のお客様が次の事項に該当した場合やコミセンが該当すると判断した場合は、使用をお断りいたします。これにより中止によって生じた損害については、コミセンは賠償の責任を負いません。

(1)５．の禁止事項に該当する事項を行ったとき

(2)使用時間をコミセンの承諾なしに超過したとき

(3)室内が他に迷惑を及ぼす程の喧騒状態になったとき、またはその危険があるとき
(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団または暴力団員、若しくはこれら暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者または団体等
(5)反社会的団体または反社会的団体の構成員、若しくはこれらの団体または団体構成員と密接な関係を有する者または団体等

７．定款型約款条項の変更

これらの条項は、民法上の定型約款に該当し、各条項は、利用者の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。これらの条項を変更したときは、その効力発生日の１か月前に、変更後の規定の内容を本会のウェブサイト及び施設内に掲載します。

８．効力発生日

これらの条項は、令和５年１２月６日から有効とします。

鹿児島市福祉コミニティセンター

〒892-0803 鹿児島県鹿児島市祇園之洲町 1 番地 2

TEL:099(248)1200　FAX:099(248)2211

comisen.yoyaku@dondon-net.or.jp